

柏崎刈羽原子力発電所の許認可申請について

柏崎刈羽原子力発電所における今後の設置変更許可申請，工事計画認可申請及び保安規定認可申請を予定している案件は，現時点で以下のとおり。

申請案件		経過措置期限	申請状況／予定	
設置変更許可	施設の変更 新設緊急時対策所の設置（6号及び7号炉） （5号炉原子炉建屋内緊急時対策所からの変更）	—	準備ができ次第申請	
設計及び 工事計画	新規制基準適合性（6号機）	—	申請済 （準備ができ次第補正）	
	経過措置のある施設の設置	特定重大事故等対処施設の設置（7号機）	新規制基準適合性の設計 及び工事計画認可後5年	準備ができ次第申請
		所内常設直流電源設備（3系統目）の設置（7号機）	新規制基準適合性の設計 及び工事計画認可後5年	準備ができ次第申請
保安規定	新規制基準適合性（6号機）	—	準備ができ次第申請	